富岡ひばりこども園　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1　施設運営主体

名　　　　称	社会福祉法人　富徳会
所　在　地	富岡市富岡 1402
電　話　番　号	0274-64-2151
代表者氏名	理事長　岩崎　義幸

2　利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	富岡ひばりこども園
施設の所在地	富岡市富岡 1402
連　絡　先	電話番号 0274-64-2151 ＦＡＸ　0274-64-2498 e-メール　t-hibari@viola.ocn.ne.jp
管　理　者	園　長　茂木　芳江
対　象　児　童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利　用　定　員	１号認定児　12 人 ２号認定児　６１人 ３号認定児　３７人
開　設　年　月　日	昭和 27 年４月４日

3　サービスの目的・運営方針

富岡ひばりこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。

（2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（3）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4　当園における施設・設備等の概要

（1）施設

敷　地	敷地全体	1911.73㎡
	園　庭	1302.96㎡
園　舎	構　造	鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺　2階建
	延べ面積	962.85㎡

（2）主な設備

設　備	部屋数	備　考
乳児室	1室	たんぽぽ組（0歳児クラス）
乳児室(ほふく室)	1室	ちゅうりっぷ組（1歳児クラス）
保育室	6室	コスモス組（2歳児クラス） ゆ　り　組（3歳児クラス） ひまわり1・2組（4歳児クラス） さくら1・2組（5歳児クラス）
遊戯室(ホール)	1室	2階　154.00㎡
子育て支援室	1室	1階
調理室	1室	40.5㎡
事務室	1室	医務室も兼ねています。

5　職員の設置状況

職　種	員　数	常　勤	パート勤務	備　考
園　長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
保育教諭	21	10	11	
調理師	4	2	2	
事務員	1		1	

当園では「富岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日富岡市条例第20号。以下『条例』という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
園　長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
副園長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）（ローテーション有）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）

※ローテーションにより、各保育教諭・調理員の勤務日数及び勤務時間帯は異なります。

※ 勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

６　保育・教育を提供する日

保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日とします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から１月３日）及び祝日は休園となります。

７　保育・教育を提供する時間

保育・教育を提供する時間は次のとおりとします。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時００分から１８時００分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１８時００分～１９時００分までの範囲内で、延長保育を提供致します。（延長保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、３０分 100 円の利用者負担が必要となります。）

（２）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時００分から１６時００分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時００分から８時００分まで又は１６時００分から１９時００分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、３０分１００円の利用者負担が必要となります。）

（３）１号認定児に係る保育時間

１号認定の教育（保育）は各施設で定めることが出来ます。当園では午後の時間、おやつの時間、お帰りの時間までが教育（保育）であると考えております。教育時間は、8:00~16:00 となります。
また、教育の観点から土曜日休み、夏休み（8/1~8/31）、冬休み（12/29~1/3)、春休み（前年度保育修了式翌日～当年度入園式前日）があります。

８　提供する保育等の内容

当園は、認定こども園保育教育要領（平成２９年３月、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（１）　特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記７に記載する時間において、保育を提供します。

（２）　保育内容
・産休明けより乳児保育を行っています。
・通園可能な児童を対象に障害児保育を行っています。
・リズムや体操、坐禅、英語などの教育、そして園バスを使用しての園外保育も取り入れています。

（３）食事の提供
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
０歳児	９時３０分頃	11 時１０分頃	15 時頃	
１歳児	９時３０分頃	11 時 20 分頃	15 時頃	
２歳児	９時３０分頃	11 時 20 分頃	15 時頃	
３歳児		11時30 分頃	15 時頃	
４歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	
５歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	

※献立表は毎月別途　お知らせします。
※延長保育児には、おやつの提供があります。
※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

（4）その他
当園は、子育て支援を目的とし、一時預かり事業・延長保育事業・乳児保育事業を行っています。

一時預かり事業	就労形態の多様化に伴う一時的な保育。保護者の疾病等により「緊急時や子育ての心理的肉体的な負担解消などのため」一時的な保育を行う事業。

９　利用料金

（1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いただきます。

（2）特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせいたします。

別　表

<table>
<tr><td>１号認定</td><td rowspan="2">必須</td><td rowspan="2">◎副食費　　　　<u>月額 4,800 円</u>
（おやつ代含む・主食は持参してください）</td></tr>
<tr><td>平日　8:00～16:00</td></tr>
<tr><td>土・日・祝日：休み</td><td rowspan="5">選
択</td><td rowspan="5">◎延長時間
・7:00～8:00　　　100 円/30 分
・16:00～18:00　 100 円/30 分
各休み期間中のご利用は一時預かりとなります。
料金　１日 500 円（基本料金＋副食費）
土曜日に園行事を行う時は無料です。</td></tr>
<tr><td>夏休み：8/1～8/31</td></tr>
<tr><td>冬休み：12/29～1/3</td></tr>
<tr><td>春休み：保育終了日翌日
～入園式前日</td></tr>
<tr><td>※土曜日が行事の時は無料でご参加ください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>２号・３号認定</td><td rowspan="2">必須</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>月～土　7:00～18:00</td></tr>
<tr><td>短時間認定児</td><td rowspan="4">選
択</td><td>延長保育料（土曜日を除く）</td></tr>
<tr><td>8:00～16:00</td><td>（標準時間）18:00～19:00100 円/30 分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日・祝日休み
閉園日　12/29～1/3</td><td>（短時間）　7:00～8:00　100 円/30 分</td></tr>
<tr><td>16:00～降園まで 100 円/30 分</td></tr>
<tr><td>２号認定児副食費</td><td></td><td>月額4,800円(主食は持参してください。)</td></tr>
</table>

【1・２・３号認定児共通】

項　　目	金　　額
保護者会費	月額　　　　４００円
絵本代	実費　　　約５００円
旅行代金等	実費　　約７０００円
アルバム代	年額　　　　４００円

10　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

（1）利用乳幼児が小学校に就学したとき

（2）児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（3）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（4）保育料の滞納があった時（6か月）

11　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1）内科

医療機関の名称	細谷医院
医　院　長　名	細谷　睦
所　在　地	富岡市富岡 1048
電　話　番　号	0274-62-0388

（2）歯科

医療機関の名称	萩原歯科医院
医　院　長　名	萩原　秀己先生
所　在　地	富岡市富岡 1424-4
電　話　番　号	0274-63-6178

（3）薬剤師

金久保　育代

所在地　　富岡市田篠１６３１－１３

電話番号　０２７４－８９－３７８８

12　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

緊急時連絡先	医療機関名	公立富岡総合病院
	所在地	富岡市富岡 2073-1
	電話番号	0274-63-2111

13　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情受付担当者　池田　恵理（主幹保育教諭） ・苦情解決責任者　茂木　芳江（園　　　長） ・ご利用時間　　　８：00～17：00 ・電話番号　　　　0274-64-2151 ・FAX　　　　　　0274-64-2498 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。また、要望・苦情受付箱も設置してあります。	
第三者委員	河野　文江	役職　　富徳会監事
	岡部　千秋	役職　　富徳会評議員

14　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　　　・誘導灯 ・ガス漏れ報知器　　　・非常警報装置 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理
避難・消火訓練 防犯・風水害訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。 年１回以上実施します。

15　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険（東京海上日動火災保険）
	園児団体傷害保険（東京海上日動火災保険）
	災害共済給付制度
保険の内容	こども園の管理下における児童の負傷・疾病・傷害・死亡
保険　金額	全額園負担

16　当園におけるその他の留意事項

喫　煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は禁止しています。

平成２９年4月１日　　作成
令和元年１０月１日　一部改正
令和２年　４月１日　一部改正
令和３年　４月１日　一部改正
令和４年　４月1日　一部改正
令和５年　４月１日　一部改正
令和６年　６月１日 一部改正
令和７年　４月１日 一部改正